

目次

■ 資産課税

- ・ 生前贈与の加算期間 3年→7年 3
- ・ 相続時精算課税の利便性向上 5
- ・ 非課税贈与制度（教育資金・結婚資金）の延長 7
- ・ マンションの相続税評価の見直し検討 11

■ 法人課税

- ・ 設備投資に関する優遇措置の延長 13
- ・ 償却資産税の減免措置の見直し 17
- ・ インボイス制度の負担軽減措置 19
- ・ 電子帳簿保存法の要件緩和等 23
- ・ 防衛財源としての法人税付加税創設 27
- ・ 外形標準課税の対象範囲の見直し検討 28
- ・ 株式交付制度にかかる特例の対象範囲見直し 29
- ・ 研究開発税制の見直し 31
- ・ オープンイノベーション促進税制の拡充 37

■ 個人所得課税

- ・ NISA制度の大幅拡充 39
- ・ 超高額所得者への課税強化 41
- ・ エンジェル税制の拡充及び要件緩和 43
- ・ スタートアップ投資に関する優遇措置の創設 45

■ その他の論点

- ・ 車体課税（エコカー減税他）の見直し 46
- ・ その他延長（空き家特例・認定医療法人） 49

主要な改正項目のまとめ

【企業オーナー・資産家】

改正項目	改正前	改正後	時期
生前贈与の持ち戻し期間延長	相続発生前3年間の贈与は足し戻し	相続発生前7年間の贈与は足し戻し (うち4～7年間の贈与から100万円控除)	R6年以降の贈与～
相続時精算課税の使い勝手向上	一度選択すると少額の贈与でも申告義務あり 贈与財産の価値が下落しても救済措置なし	年間110万円までは申告不要・相続財産に加算不要 災害による価値下落を相続時に反映できる	R6.1～
マンションの相続税評価の見直し検討	タワーマンションなど取引相場と相続税評価が大きく乖離	乖離を少なくするよう評価方法の改正が検討される	検討段階
NISA制度の大幅拡充	つみたてNISA：年40万円・20年間 または 一般NISA：年120万円・5年間	つみたて投資枠：年120万円＋成長投資枠：年240万円 生涯合計1,800万円まで 無期限	R6.1～
超高額所得者への追加課税	-	所得税額が【(所得-3.3億円)×22.5%】に満たない場合 差額を追加課税する	R7年分～

【中小企業】

改正項目	改正前	改正後	時期
法人税に付加税	法人税等の実効税率：29.74%	法人税に対し4～4.5%の付加税を創設し、実効税率が1%程度上昇（所得2,400万円相当の控除あり）	R6以降
地域未来投資促進税制の延長	自治体の認定を受けた企業が行う設備投資について、 建物等：2%、機械等：4%～5%の税額控除	実務的な要件を見直したうえ、R7.3月まで延長	R5.4～ R7.3
中小企業経営強化税制の延長	経営力向上計画の認定企業が行う設備投資のうち、 建物付属設備・機械・備品等につき最大10%の税額控除	利益繰延に活用されていた、コインランドリー設備や マニング設備などを対象外としたうえ、R7.3月まで延長	R5.4～ R7.3
償却資産税の減免措置の見直し	市町村の認定を要件に、先端設備と事業用家屋の 固定資産税（年1.4%）を3年間100%減免	事業用家屋は対象外、先端設備は3年間50%減免 賃上げ表明により最大5年間2/3減免	R5.4～ R7.3
研究開発税制の見直し	試験研究費について12%～17%の税額控除	試験研究費の増額によるインセンティブを厳しく	R5.4～ R8.3
インボイス制度の負担軽減措置	仕入税額控除にあたってはインボイスの保管が要件となる	インボイスにより課税となった事業者は売上税額の2割納税可 小規模事業者の書類保存義務緩和・少額値引き書類不要	R5.10～
電子帳簿保存法の猶予措置	R6年以降、電子取引は要件（真実性・可視性）に従って電子保存する必要がある	新たな猶予措置が設けられ、紙の保存を組み合わせる場合には要件を満たさない電子保存も認められる	R6.1～

【大企業】

改正項目	改正前	改正後	時期
法人税に付加税	法人税等の実効税率：29.74%	法人税に対し4～4.5%の付加税を創設し、実効税率が1%程度上昇（所得2,400万円相当の控除あり）	R6以降
外形標準課税の対象範囲見直し検討	上場会社や、大企業の子会社であっても 資本金1億円以下の法人は対象外	実質的な企業規模を反映させて対象者を判定するよう検討	検討段階
地域未来投資促進税制の延長	自治体の認定を受けた企業が行う設備投資について、 建物等：2%、機械等：4%～5%の税額控除	実務的な要件を見直したうえ、R7.3月まで延長	R5.4～ R7.3
DX投資促進税制の延長	DX認定を受けた企業が行うクラウドを活用したデータ連携のためのソフトウェア投資について、3%～5%の税額控除	実務的な要件を見直したうえ、R7.3月まで延長	R5.4～ R7.3
研究開発税制の見直し	試験研究費について2%～14%の税額控除	控除率を1%～14%としたうえで、 試験研究費の増額によるインセンティブを厳しく	R5.4～ R8.3
オープンイノベーション促進税制の拡充	一定要件を満たすスタートアップへの出資について、 25%を所得控除（3年以上保有で戻し入れなし）	M&Aによる株式取得についても対象とする （5年以内に業績向上しなかった場合には戻し入れ）	R5.4～
国際ミニムム課税の創設	軽課税国の子会社の所得は、事業実態がない場合に、 日本の所得に合算して法人税課税（CFC税制）	売上1千億円超の企業グループは、CFC税制の対象外でも 税負担率が15%を下回る場合は日本で差額を課税	R6.4～

生前贈与の加算期間 3年→7年

■ ポイント

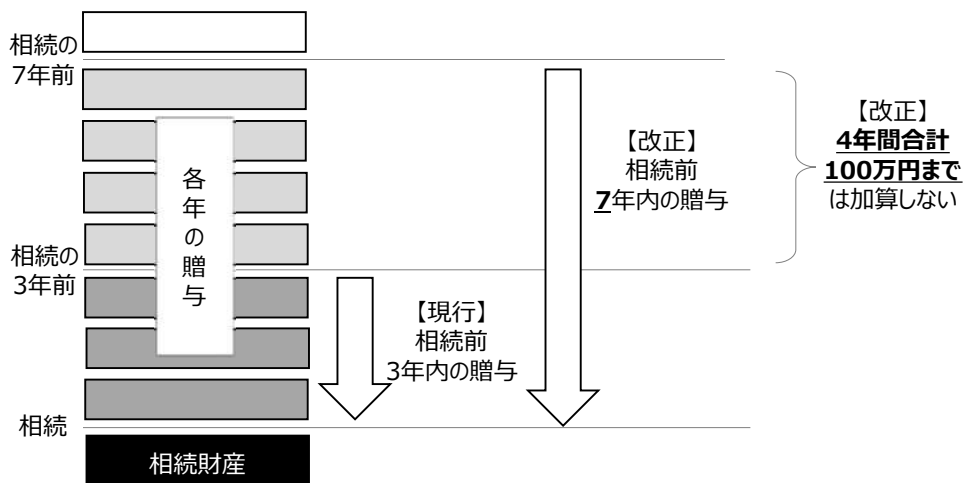
- ✓ 生前贈与の相続財産への加算期間を3年から7年に延長
- ✓ 令和6年1月1日以後の贈与から適用
- ✓ 令和9年1月1日以後の相続から段階的に加算期間が延長
(加算期間が7年になるのは令和13年1月1日以降)
- ✓ 相続前7年間の贈与について書類管理の重要性が高まった
- ✓ 孫など、相続により財産を取得する予定のない者への贈与は引き続き加算対象外

■ チェックすべき人・会社

資産家（将来相続税が課税される方）

■ 制度概要・改正詳細

生前贈与・相続について、資産を移転するタイミングに中立的な制度に改正される。



【現行制度】

✓ 贈与時

生前贈与に対し、贈与税が課税される。（暦年課税）
年間110万円の基礎控除があり、110万円を超える贈与に対して課税される。

✓ 相続時

相続前3年間に贈与した財産は、相続税計算上、相続財産に加算され、相続税が課税される。

【改正後】

✓ 贈与時

改正なし

✓ 相続時

相続財産に加算される贈与対象期間が、**相続前3年間から相続前7年間に延長された。**

ただし、**延長した4年間**（相続前4年～7年）に受けた贈与のうち**合計100万円まで**は相続財産に加算しない。

相続税対策として毎年コツコツ生前贈与していた資産家は、加算期間が延長されることで、その効果が減少する。

改正により、生前贈与の時期を早めることが相続対策としてより有効となるため、**生前贈与を前倒しする動きにつながる。**

※ 生前贈与の実務上の注意点

相続対策の一つの方法として、生前贈与がある。

民法549条にて、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定義している。

相続税申告の税務調査では「相手方が受諾をすること」、つまり、贈与を受けた人が贈与を認識し受諾していたか、が争点になり、贈与契約不成立と判断された場合には、贈与者（被相続人）の財産と認定され、相続税が追徴課税される。

相続時精算課税の利便性向上

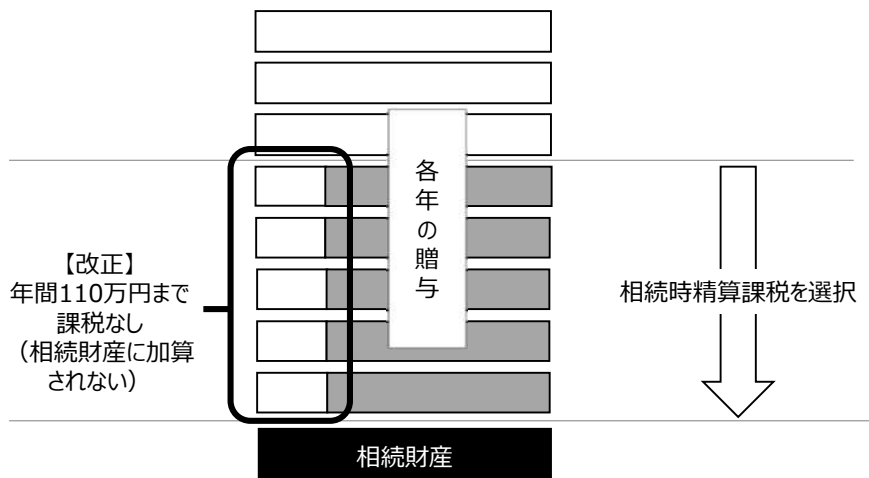
■ ポイント

- ✓ 相続時精算課税に基礎控除110万円が新設される
- ✓ 令和6年1月1日以後の贈与から適用
- ✓ 年間110万円以下の贈与であれば申告不要（課税なし）
- ✓ 相続財産へ加算される相続前7年間の贈与は、年110万円を控除した金額で加算されることになるため、年110万円以下の贈与を前提とした場合、暦年課税に比べ税負担が軽くなる
- ✓ 利便性向上と減税効果で利用者は大幅に増加する見込み
- ✓ 相続時精算課税の適用を受けた土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合には、相続時の時価にて相続税計算する

■ チェックすべき人・会社

資産家（将来相続税が課税される方）

■ 制度概要・改正詳細



【現行制度】

生前贈与は、暦年課税の他に、相続時精算課税を選択できる。

相続時精算課税は、父母・祖父母等から子・孫等への生前贈与について、累計2,500万円までは贈与税が課税されず、2,500万円を超える部分には20%の贈与税を課税し、相続時には贈与した全額を相続財産に加算して相続税を課税する（精算する）制度。相続財産への加算は、暦年課税とは異なり一生涯通じて加算される。

【改正後】

累計2,500万円の特別控除とは別に、**年110万円までの基礎控除が設けられる**。複数の贈与者から贈与を受ける場合の基礎控除は、それぞれの贈与額に応じて按分される。

この改正により、相続時精算課税の使い勝手が向上し、利便性向上と減税効果で利用件数は**大幅に増加する**と考えられる。

【贈与制度比較】

	控除	加算期間	相続時加算金額
暦年課税	基礎控除 年110万円	相続前 7年間	加算期間内の贈与財産 の合計額
相続時 精算課税	基礎控除 年110万円 特別控除 累計2,500万円	選択後 一生涯	各年の贈与財産額から110万 円を控除した金額の合計額

【贈与税申告件数推移】

	2015	2016	2017	2018	2019
暦年課税	403,683	388,106	385,283	374,118	364,978
相続時 精算課税	49,967	45,352	44,921	42,885	42,548

【暦年課税と相続時精算課税の加算額比較】

ケース① 相続前7年間、年110万円を贈与

・暦年課税 加算額 770万円

・**相続時精算課税** 加算額 **0円** ∴**有利**

ケース② 相続前20年間、年300万円を贈与

・**暦年課税**

加算額 **2,100万円** ∴**有利**

・相続時精算課税

加算額 3,800万円 (300万円-110万円) × 20年 = 3,800万円

【資産課税】

非課税贈与制度（教育資金・結婚子育て資金）の延長

■ ポイント

- ✓ 教育資金の一括贈与の非課税措置
贈与者の死亡時及び契約終了時の取り扱いを見直したうえで、適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長
- ✓ 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置
契約終了時の取り扱いを見直したうえで、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長
- ✓ 贈与者が死亡した際、相続税の課税価格が5億円を超える場合には、未使用残額について相続財産に加算される
- ✓ 令和5年4月1日以後の贈与について適用

■ チェックすべき人・会社

金融資産が多い方

子や孫に教育資金ニーズのある方

■ 制度概要・改正詳細

✓ 教育資金の一括贈与

贈与者が死亡した際、受贈者が23歳未満など一定の場合には、未使用残額が相続財産に加算されなかったが、贈与者に相続が発生した時の相続財産が5億円を超える場合には、相続財産に加算されることとなる。

受贈者が30歳に達したこと等で契約終了した際には、未使用残額に対し贈与税が課税され、現状では受贈者の年齢により一般贈与または特例贈与として計算しているが、改正後は受贈者の年齢にかかわらず一般贈与として計算することとなるため、贈与税の負担が増加する場合がある。

✓ 結婚・子育て資金の一括贈与

受贈者が30歳に達したこと等で契約終了した際には、未使用残額に対し贈与税が課税され、現状では特例贈与として計算しているが、改正後は一般贈与として計算することとなるため、贈与税の負担が増加する場合がある。

【贈与税の非課税財産と教育資金の一括贈与の比較】

扶養義務者から、教育費に充てるために贈与した財産で通常必要と認められる範囲内のもは、贈与税の非課税財産となっている。

贈与税の非課税財産による贈与と、教育資金の一括贈与の主な比較は下記のとおりである。

	通常の贈与	教育資金一括贈与
贈与者	扶養義務者	直系尊属
受贈者	被扶養者	30歳未満の直系卑属 (所得1,000万円以下)
非課税となる 教育資金の 範囲	扶養義務者相互間で 通常必要と認められる 生活費・教育費	教育資金として 直接支払われる金銭で 1,500万円までの金額 (学校等以外に支払われる ものは500万円が限度)
贈与のタイミング	必要な都度	令和8年3月31日まで
贈与者に相続が 発生した場合	課税なし	残額を相続財産に加算 (受贈者が23歳未満の場 合等一定の場合を除く)

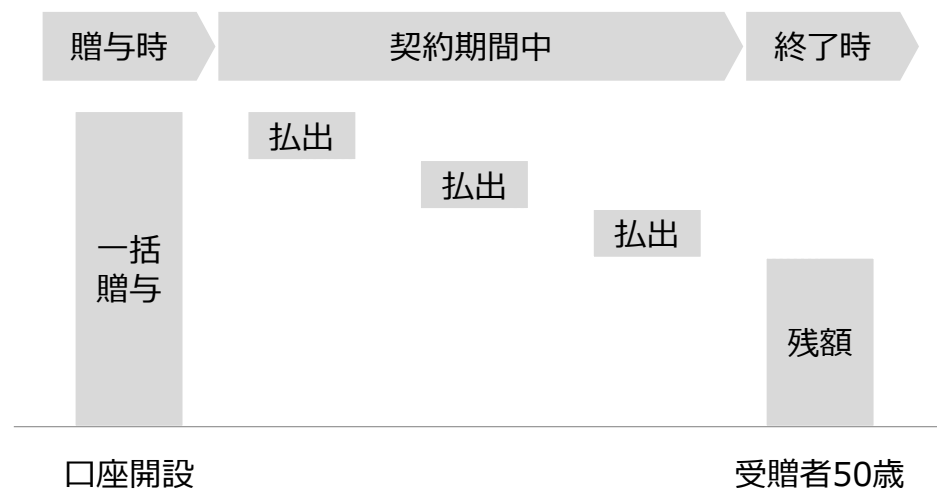
【教育資金の一括贈与のイメージ】



【改正の内容】

		改正前	改正後
贈与時		課税なし 上限1,500万円	同左
契約期間中	贈与者死亡	未使用残額が 相続財産に加算される (受贈者が23歳未満、 学校等に在学、教育訓練 を受講している場合は 加算されない)	受贈者が23歳未満等の 場合でも、 相続税の課税価格が5 億円超の場合は、未使用 残額が相続財産に加 算される
	受贈者死亡	課税なし	同左
	全額払い出し	課税なし	同左
終了時		贈与税課税 (一般贈与、特例贈与 を年齢で判定)	贈与税課税 (全て一般贈与)

【結婚・子育て資金の一括贈与のイメージ】



【改正の内容】

		改正前	改正後
贈与時		課税なし 上限1,000万円	同左
契約期間中	贈与者死亡	残額が贈与者の 相続財産となる	同左
	受贈者死亡	課税なし	同左
	全額払い出し	課税なし	同左
終了時		贈与税課税 (特例贈与)	贈与税課税 <u>(一般贈与)</u>

マンションの相続税評価の見直し検討

■ ポイント

マンションは市場での売買価額と通達に基づく相続税評価額が大きく乖離しているケースが見受けられるため、今後は、市場価格との乖離の実態を踏まえた適正化の検討が行われる。

■ チェックすべき人・会社

マンション居住者

投資用マンションの保有者

マンションの購入を検討・予定している人

■ 制度概要・改正詳細

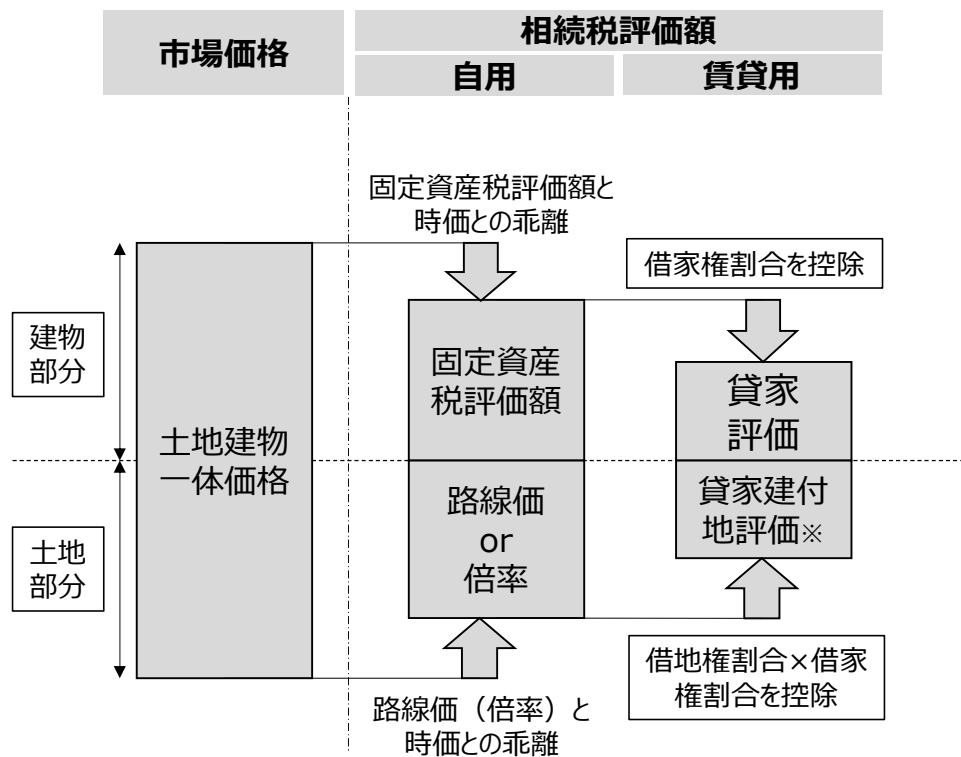
マンション（特に都心部のタワーマンション）においては、時価と相続税評価額に大きな乖離が生じているケースが多い。

タワーマンションでは、路線価をもとに敷地全体の評価額を各部屋の持分で按分するため、戸数が多い高層マンションになるほど、それぞれの持分が小さくなる。また、同じマンション内の同様の広さ・間取りであっても、上層階と下層階では時価に大きな差が生じているにもかかわらず、相続税評価額には大きな差がないケースが多く、相続対策として都心部のタワーマンションの高層階を投資用不動産として購入することが多くある。

税務当局においても、これらを問題視しており、令和4年には最高裁判決において、相続したタワーマンションを路線価方式で評価したものに対して、実勢価格との乖離が生じているという理由で否認した。否認事例の金額等は下記のとおり。

	平成21年 購入価額	平成24年 申告額（通達）	国税評価額 （鑑定評価）
杉並マンション	8.37億円	2億円	7.54億円
川崎マンション	5.5億円	1.33億円	5.19億円

【不動産の評価額のイメージ】



※戸建てに比べ、マンションは時価（市場価格）と相続税評価額との乖離が特に大きいと言われている。

設備投資に関する優遇措置の延長

■ ポイント

- ✓ **中小企業投資促進税制（令和7年3月31日まで2年延長）**
「30%特別償却」又は「7%税額控除※」
※資本金3千万円以下の法人に限る
（改正）副業で行うコインランドリー業は除く
- ✓ **中小企業経営強化税制（令和7年3月31日まで2年延長）**
「100%即時償却」又は「10%税額控除※」
※資本金3千万円超の法人は7%
（改正）副業で行うコインランドリー業、暗号資産マイニング業を除く
- ✓ **地域未来投資促進税制（令和7年3月31日まで2年延長）**
建物・構築物・建物付属設備
「20%特別償却」又は「2%税額控除」
機械装置・器具備品
「40%(50%)特別償却」又は「4%(5%)税額控除」
（改正）実務的な要件の見直しあり
- ✓ **DX投資促進税制（令和7年3月31日まで2年延長）**
「30%特別償却」又は「3%税額控除」
（改正）実務的な要件の見直しあり

■ チェックすべき人・会社

設備投資を予定している法人

■ 制度概要・改正詳細（中小企業経営強化税制）

- ✓ 中小企業（資本金1億円以下）向けの投資減税制度
- ✓ **資産の引渡し前**に手続きを行う必要がある
- ✓ **副業で行うコインランドリー業、暗号資産マイニング業の用に供する資産が対象外とされた**

類型	A 類型	B 類型
期間	令和7年3月31日までに事業供用した新品資産（2年延長）	
要件	① 工業会の証明書の取得 ⇒ 設備メーカーに依頼 ② 経営力向上計画の認定 （取得後60日以内に申請）	① 経産局の投資計画確認 ⇒ 税理士による書類作成が必要 ② 経営力向上計画の認定 （取得後60日以内に申請）
対象資産	＜ 機械等の生産設備 ＞ ・ 機械装置（160万円以上） ・ ソフトウェア（70万円以上） ・ 一部の建物付属設備、 工具、器具備品等 （60/30万円以上）	＜ 建物、構築物、車両以外 ＞ ・ 機械装置（160万円以上） ・ ソフトウェア（70万円以上） ・ 建物付属設備（60万円以上） ・ 器具備品（30万円以上） ・ 一定の工具等（30万円以上）
優遇措置	100%即時償却 又は 10%※税額控除 ※ 資本金3,000万円超の法人は7%	
特徴	・ 手続きが簡素 ・ 対象資産が少ない	・ 対象資産が多い ・ 手続きは煩雑

※ 適用対象外となる事業者

- ・ 適用事業年度前3年間の平均所得が15億円を超える法人
 - ・ 大企業が発行済株式等の2分の1以上所有している法人
 - ・ 複数の大企業が発行済株式等の3分の2以上所有している法人
- ※大企業・・・資本金1億円超

■ 制度概要・改正詳細（地域未来投資促進税制）

- ✓ 自治体の策定する計画に則った「地域経済牽引事業計画」の認定を受けて設備投資を行った場合の投資減税制度
- ✓ **着工前**に手続きを行う必要がある
- ✓ 大企業・中小企業ともに適用可能

期間	令和7年3月31日までの間に事業供用した資産（2年延長）
要件	① 着工（杭打ち工事の開始）前まで 地域経済牽引事業計画を策定し、自治体から承認を受ける ② 引渡し前まで 国（主務大臣）から先進性要件の確認を受ける ※労働生産性4% or 投資収益率5% or サプライチェーン類型 【改正】 ・ 先進性評価委員の評価精度向上に向けた措置 ・ 投資額要件：前年度償却費×10%以上 → 20%以上
優遇措置	① 建物・構築物・建物付属設備 → 20%特別償却 or 2%税額控除 ② 機械装置・器具備品 → 40%特別償却 or 4%税額控除 → 50%特別償却 or 5%税額控除（上乗せ措置） 【改正】 ・ 上乗せ措置の適用類型が拡大された （現行）付加価値増加率 + 労働生産性 & 投資収益率 （追加）付加価値額が高額 + 労働生産性 & 投資収益率

- ✓ 自治体の定める事業分野の例（愛知県域計画）

事業分野	① 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ② 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ④ 情報通信産業の産業集積を活用した第4次産業革命分野 ⑤ 東名・名神高速や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野
------	--

■ 制度概要・改正詳細（D X投資促進税制）

クラウド技術を活用したデジタル投資（ソフト&ハード）する企業が、**「事業適応計画」**の認定を受けて設備投資を行った場合の優遇制度
※令和4年12月時点で40件弱が認定されている。

期間	令和7年3月31日までの間に事業供用した資産（2年延長）	
要件	デジタル (D)	以下のすべての要件を満たす必要がある ①内部データと新たに取得するデータ（※）を連携 ※他社が有するデータ又はセンサー等により取得するデータ ②クラウド技術の活用 ③「DX認定」の取得 （企業がDX-Ready状態であることの認定） ※デジタル人材の育成等に関する要件が追加される見込み
	企業 変革 (X)	以下のすべての要件を満たす必要がある ①売上高が10%以上増加する見込み ②対象事業の海外売上高比率が一定以上となる見込み ③取締役会など全社の意思決定に基づく
対象資産	ソフトウェア 繰延資産（クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう） 機械装置、器具備品（上記資産と連携して使用するもの）	
優遇措置	30%特別償却 又は 3%税額控除 ※グループ外の他法人ともデータ連携する場合は税額控除率が5%となる ※税額控除は「CN投資促進税制」と合わせて法人税額の20%相当が限度となる ※中小企業は「経営強化税制」（税額控除率10%）と比較検討すべき	
投資額	国内売上高×0.1%以上 ※300億円を上回る投資は300億円までが対象となる	
手続フロー	準備（1ヶ月～）→DX認定（3ヶ月）→事業適応計画の認定（3ヶ月）→設備の取得→税務申告→実施報告（認定まで半年～1年）	

償却資産税の減免措置の見直し

■ ポイント

- ✓ 固定資産税減免の対象資産から事業用家屋が除かれた
- ✓ 機械等について3年間100%免除→3年間50%免除となった
※一定要件のもと、最大5年間2/3免除となる
- ✓ 令和5年4月以降に取得する資産について適用される
- ✓ 先端設備導入計画の記載内容が複雑化することが想定され、
現行制度よりも期日に余裕をもった提出が必要と思われる

■ チェックすべき人・会社

設備投資を予定している法人

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ 制度の概要
「先端設備導入計画」の認定を受けた中小企業につき、新規取得する「先端設備」（機械装置など・工業会の証明書が発行されるもの）にかかる固定資産税を3年間減免する措置

✓ 改正の内容

【対象設備】

機械装置
工具器具備品
建物付属設備

事業用家屋
構築物

改正前



改正後



※ 年5%以上の
投資利益率が
見込まれるもの



【減免の内容】

計画の認定

3年間・100%

3年間・50%

+ 1.5%賃上げを
労働者に表明

—

R5年度
取得

5年間・2/3

R6年度
取得

4年間・2/3

■ 先端設備導入計画について

✓ 先端設備導入計画の対象者

業種	いずれかを満たす	
	資本金	従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 固定資産税の軽減措置については、このうち資本金1億円以下の事業者のみが対象になる

✓ 税制支援以外の措置

先端設備導入計画の実施事項の実行にあたり、民間金融機関からの融資を受ける際、信用保証協会から、普通保険とは別枠の追加保証を受けることが可能

	通常枠	別枠
普通保険	2億円 (組合4億円)	2億円 (組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

【消費課税】

インボイス制度の負担軽減措置

■ ポイント

- ✓ 小規模事業者がインボイス発行事業者となる場合、納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減
- ✓ 中小事業者は、税込1万円未満の取引でインボイスの保存不要
- ✓ 売主負担の振込手数料で、返還インボイスの交付不要
- ✓ 令和5年3月の申請期限後も、令和5年10月からのインボイス発行が容易になる

■ チェックすべき人・会社

- ✓ インボイス対応が必要な全ての事業者

■ 制度概要・改正詳細

1. 小規模事業者に対する納税額の負担軽減

令和5年10月からの3年間、免税事業者がインボイス発行のため課税事業者となり、消費税の納税が必要となる場合、消費税の負担軽減のため、納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減される。

【消費税計算に関する各制度の比較】

例) 売上1,100万円(消費税100万円)、仕入330万円(消費税30万円)

本 則 課 税	売上の消費税 100万円		50万円 有利
	仕入の消費税 30万円	納税額 70万円	
簡 易 課 税	売上の消費税 100万円		30万円 有利
	仕入の消費税 50万円(5割控除※)	納税額 50万円	
※第五種事業(サービス業等)のケース			
2 割 特 例	売上の消費税 100万円		30万円 有利
	仕入の消費税 80万円(8割控除)	納税額20万円	

- ✓ 卸売業(9割控除)以外の業種は2割特例が有利となる
- ✓ 2割特例は申告時にその旨の付記のみで適用可能(事前届出は不要)

■ 制度概要・改正詳細

2. 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

令和5年10月から6年間、下記①又は②に該当する場合は、**税込1万円未満の取引**について、**帳簿保存のみ**で仕入税額控除が可能になる。

①基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者

前々年 (基準期間)	前年	今年
---------------	----	----

②特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者

①に該当する場合も 適用が可能	前年	今年
	開始日から6か月 (特定期間)	

3. 少額な返還インボイスの交付義務見直し

決済時に買手側で差引かれた振込手数料や少額のレポートを行った場合等には、売主側に返還インボイス(適格返還請求書)の交付義務があり、経理事務の煩雑さが懸念されていた。

そこで、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**税込1万円未満の少額な値引き等**は、その**返還インボイスの交付が不要**となる。

4. インボイス発行事業者の登録申請手続の柔軟化

	改正案
①	令和5年4月～9月の登録手続き緩和 令和5年10月よりインボイス発行するためには、令和5年3月末の申請期限までに登録申請を行う必要があるが、 申請期限を過ぎた場合 においても、登録申請が提出できない「 困難な事情 」の記載なしに 申請可能 とする。
②	課税期間の中途から登録を受ける場合(経過措置)の登録期限の見直し 経過措置の適用により、令和5年10月以後に登録を受けようとする場合、登録申請書の 提出日から15日以後の日(現行:1月前) を 登録希望日 として記載する。なお、登録希望日後に登録されたときは、登録希望日に登録を受けたものとみなす。
③	登録・取消しに関する期限の見直し 課税期間の初日から 登録 を受けようとする場合、 課税期間の初日から15日前の日(現行:1月前)まで に登録申請書を提出することになる。なお、課税期間の初日後に登録されたときは、同日に登録を受けたものとみなす。 また、翌課税期間の初日から登録を 取消 そうとする場合、 翌課税期間の初日から15日前の日(現行:1月前)まで に届出書を提出しなければならないこととする。

■ インボイス制度で変わる消費税納税のイメージ

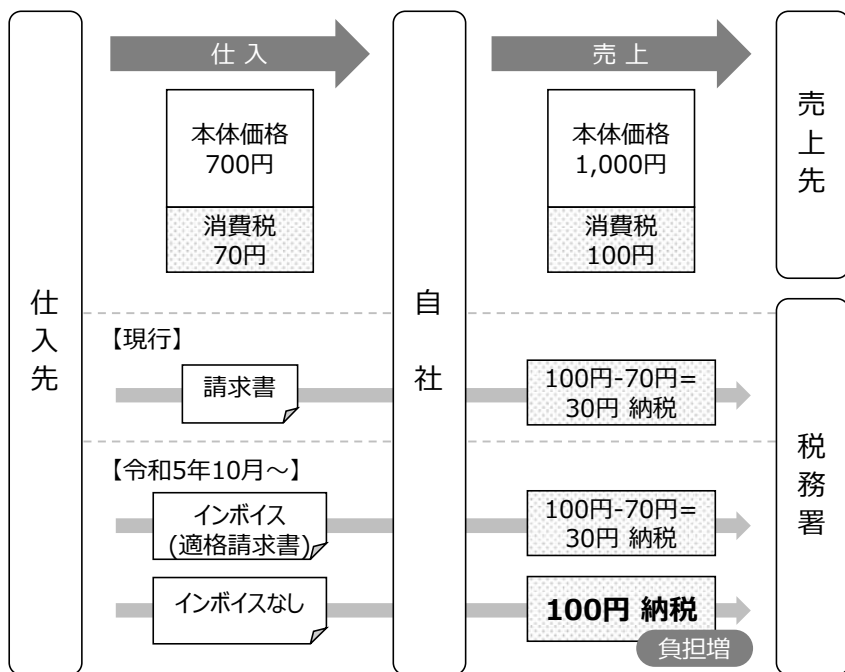
✓ インボイスとは

インボイス制度(適格請求書等保存方式)では、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために発行する「適格請求書」を「インボイス」という。この「適格請求書」とは、領収書やデータを含む。

✓ 今までとは何が違うか

現行の「区分記載請求書」に「適用税率」と「消費税額」、インボイス発行事業者に登録することで得られる「登録番号」の記載を追加する必要がある。

令和5年10月以降は、支払時にかかった消費税について、このインボイスがない場合、買手において消費税を控除できなくなり、消費税の負担増となる。



ただし、インボイス発行事業者に登録することで、現行では消費税の免税事業者であった**売上1,000万円以下の事業者**も課税事業者となり、**消費税の申告・納税が必要**となる。

インボイス発行事業者の登録は任意だが、取引先との関係や事務手続きの負担増を考慮のうえ、登録の可否を検討する必要がある。

■ インボイス制度に備えて必要な準備

インボイス発行事業者の登録申請を行った事業者は、令和4年11月末時点で172万件、登録率は44.6%と登録が進んでいるが、依然として免税事業者が多いと考えられる個人事業主の登録は進んでおらず 引き続き円滑なインボイス制度への移行に向けた準備が必要な状況である。

あくまでインボイス発行事業者の登録は任意だが、売上先がインボイスを必要とするか確認した上で慎重に検討する必要がある。

自社の状況		売り手としての準備	買い手としての準備
課税事業者	原則課税 (売上5,000万円超)	・<u>事前登録が必要</u> ・<u>請求書・領収書等をどう見直し、保存するか検討する。</u>	・支払先がインボイス発行事業者となるか<u>事前確認が必要</u>。 ・仕入税額控除のため、<u>インボイスの保存が必要</u>となる。
	簡易課税 (売上5,000万円以下)	・<u>売上先へ登録を受けた旨を共有する。</u>	・インボイスの保存不要
免税事業者 (売上1,000万円以下)		【売上先がインボイスを必要とする】 ・今後の取引を踏まえて<u>登録検討</u>	【インボイス登録する場合】 ・<u>簡易課税制度又は2割特例の選択を検討</u>
		【売上先がインボイスを必要としない】 ※一般消費者等が売上先の場合 ・インボイスの登録不要	【インボイス登録しない場合】 ・インボイスの保存不要

特に現状において免税事業者である場合は、消費税の納税額や追加となる事務負担を考慮する必要があり、登録を受けるか否かの判断が困難なものとなる。

免税事業者のままでいた場合、消費税の申告・納税や請求書等のフォーマット変更が不要となるが、売上先から敬遠されることによる取引減少や値引き要請により、売上減少の可能性がある。

インボイス制度の開始直前の令和5年9月に登録手続きを行った場合、インボイス制度の開始時点においては、登録番号が入手できない可能性があるため、早急に検討する必要がある。

電子帳簿保存法の要件緩和等

■ ポイント

- ✓ 法人税・消費税などの計算根拠となる帳簿や書類の保存方法を定める電子帳簿保存法（電帳法）について、対応が困難な事業者向けの措置や、その他の緩和措置が設けられた。
 - ・ メールやWeb上で発行される請求書等については、一定要件に従った**電子保存が必要**であるが、**令和5年末までは印刷した紙のみを保存**することが認められている。**令和6年以降**の新たな猶予措置が設けられ、**紙の保存と組合せることで、電子保存の要件が一部緩和**される。
 - ・ 修正申告時などの加算税が軽減される「優良電子帳簿」の要件から貸金台帳が除外され、適用が容易になった。
 - ・ 紙の領収書などをスキャンして保存する場合の要件が一部緩和された（解像度など）。
- ✓ 令和6年1月以降の電子保存等について適用される。
- ✓ 現行の猶予措置は「電子保存せずに紙を保存する」ことが認められているが、新たな猶予措置については「**電子保存（一部要件緩和）＋紙の保存**」が前提となっているため、**電帳法対応の準備を進めることは必須**である。

■ チェックすべき人・会社

電子帳簿保存法への対応準備が終わっていない事業者

■ 制度概要・改正詳細

1. 電帳法の3つの類型

電帳法	電子帳簿	任意	優良電子帳簿の要件を満たせば 修正申告時などの加算税が軽減される
	スキャナ保存	任意	紙の書類をスキャンしてペーパーレス化する際の要件
	電子取引	強制	メールやWeb上で発行される請求書等は、 一定要件を満たしたうえで 電子保存が必要

2. 優良電子帳簿の要件緩和

① 帳簿の保存方式

法人税法や消費税法で定める帳簿書類の保存にあたって、仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿をパソコン等で作成する場合、「紙で保存」「電子保存（優良）」「電子保存（一般）」が可能。

このうち、**優良電子帳簿**として保存する場合には、事前届出による**過少申告加算税の軽減措置**（15%→10%）がある。

法人税法等	電帳法	紙の帳簿	会計ソフト等から印刷して保存 紙で作成した帳簿は紙で保存
		電子帳簿	訂正履歴の記録・検索要件などの要件 一部の会計ソフトが対応
		一般電子帳簿	優良に該当しない場合 機器の備え付けなどの要件のみ

② 改正の内容

企業が作成するすべての帳簿について優良電子帳簿の諸要件を満たす必要があったが、その範囲から**賃金台帳が除外**された。

※賃金台帳が人事部管理のため経理部の統制が効かないケースがあった

3. スキャナ保存の要件緩和

① スキャナ保存とは

税法により保存が求められる領収書などの書類について、**省スペース**や**リモート対応**などの観点からスキャン/スマホ撮影してデータで保存する場合、電帳法の要件を満たす必要がある。

② 改正の内容

スキャナ保存の要件は電帳法改正の度に緩和（事前承認の廃止、二重チェックが不要に 等）されているが、更に一部要件が緩和された。

- ・ スキャンした担当者情報の記録が不要に
- ・ 大きさ、色調、解像度などの情報の記録が不要に
- ・ 帳簿との紐づけが求められる書類が「重要書類」に限定
※見積書・検収書などの一般書類は紐づけ不要

4. 電子取引データ保存についての新たな猶予措置など

① 電子取引とは

メールやWEB上などで請求書等の書類を授受する取引をいい、書類の保存方法は電子保存に限られ、**紙に出力した書面での保存は認められない。**

例) ECサイト等での購入、クラウドサービスの月額料金など

② 保存の要件（現行制度）

真実性要件	タイムスタンプが付された後、書類を授受する		
	or		
	授受後速やかにタイムスタンプを付す		
	or		
and	訂正や削除ができないシステムで保存する		
	or		
	改ざん防止に関する規定を定め運用する		
	and		
可視性要件	出力のためのディスプレイやプリンタを備え付ける		
	and		
	ソフトウェアの概要書を備え付ける		
	検索要件 ※	年月日・金額・取引先により検索できること	
		and	
		日付・金額の範囲指定により検索できること	
and			
複数の条件を組み合わせで検索できること			
		ダウンロード 可能であれば 不要	

ダウンロード可能であれば不要

※年商1,000万円以下の事業者は検索要件なし
(ダウンロード可能な場合)

③ 改正の内容

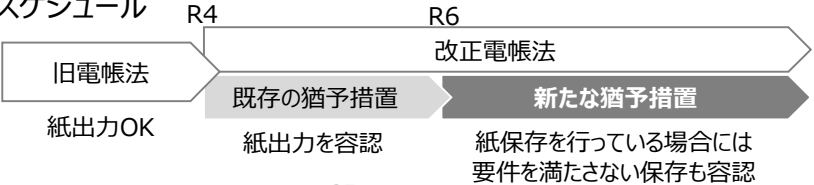
A) 小規模事業者への配慮

検索要件を不要とする措置（上記※部分）の対象者が「年商5,000万円以下の事業者」「出力した書面を整然と整理して提示可能な事業者」に拡大される

B) 対応が間に合わなかった事業者への猶予措置

税務署長が相当の理由があると認めた場合、「出力書面を整然と提示できる」+「ダウンロード可能」であれば、保存要件を満たさない保存を認める

④ スケジュール



5. 中小企業における電帳法対応策

① 電子取引データ保存への対応（強制）

- 電子取引データ保存への対応は必須であり、**R6.1月までに電子データを保存する業務フローの構築**が求められる
- ネットショッピングなどの経費支出のほか、売上にかかる見積書や請求書などをメール送信しているケースなども電子取引に該当するため、**経理部門に限らず会社全体での対応策を検討することが必要**
- 保存要件に対応するための方策は以下のとおり
 - a. **クラウド会計ソフト等を導入する**
例) TKC-FX2クラウド, freee会計, 奉行クラウド 等
読み取った書類から仕訳計上が可能
楽々精算：経理業務の自動処理が可能
 - b. **電子取引データ保存用ソフトウェアを導入する**
例) マネーフォワードクラウドBOX：無料で使用可能
 - c. 改ざん防止規定を整備し、Excel索引簿を整備
 - d. 改ざん防止規定を整備のうえ、検索要件に対応せず電子保存し、出力した書面を日付や取引先ごとに整理して保存する（今年度改正A）
 - e. 各要件に対応せずに電子保存し、出力した書面を保存する（今年度改正B）
- 積極的な対応：業務フローの見直しやクラウド会計ソフト等の導入により、業務効率化を实践する
- 最低限の対応：電子取引データを経理部等に集約し、マネーフォワードクラウドBOX（無料ソフト）等に保存する

② スキャナ保存への対応（任意・一部だけでも可）

多くのクラウド会計ソフトがスキャナ保存に対応しており、電子取引データ保存とあわせて実践することで、業務効率化やテレワーク対応、書類の保管コスト削減などが期待できる

③ 優良電子帳簿への対応（任意）

多くのクラウド会計ソフトが優良電子帳簿に対応しており、電子取引データ保存とあわせて実践することで、過少申告加算税の軽減措置を受けることができる

防衛財源としての法人税の付加税創設

■ ポイント

- ✓ 防衛財源のため、**法人税・たばこ税が増税**となる
- ✓ 所得税は、**復興財源の1%分**を防衛財源へ振り替える
- ✓ 実施時期は**令和6年以降とされ、先送りとなった**

■ チェックすべき人・会社

中小法人：課税所得 約2,400万円超の法人
 大法人：課税所得 約2,100万円超の法人

■ 制度概要・改正詳細

わが国の防衛力の抜本的な強化のため、安定的財源を確保する。令和9年度に1兆円強を確保するため、複数年で以下の措置を講ずる。

① 法人税

防衛財源として、法人税額の4～4.5%相当の「新たな付加税」を創設。法人税額から500万円を控除することで、中小法人の負担に配慮する。

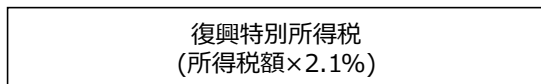
$$\frac{(\text{法人税額} - 500\text{万円}) \times 4 \sim 4.5\%}{}$$

→ 実質、法人税の1%前後の増税

② 所得税

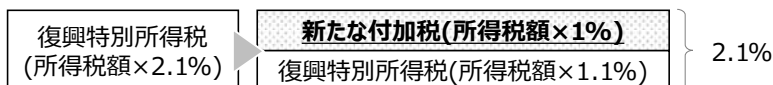
当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。
 復興特別所得税の税率を1%引下げ、課税期間を延長する。

【現行】



● 平成25年から25年間 (令和19年まで) →

【改正案】



③ たばこ税

1本あたり3円相当を、国産葉たばこ農家に配慮し段階的に引上げる。

外形標準課税の対象範囲の見直し検討

■ ポイント

- ✓ 適用対象から外れている**実質的に大規模な法人が見直し対象**
- ✓ 見直しの検討が明記されたが、**具体的には先送りとなった**

■ チェックすべき人・会社

資本金1億円以下の法人のうち、規模の大きい法人

■ 制度概要・改正詳細

1. 問題点

法人事業税の外形標準課税は、資本金1億円超の大法人が対象だが、資本金1億円以下への減資を中心とした要因で、その対象法人は導入時の約3分の2まで減少している。財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ、項目間で振り替えることで対象から外れている事例も存在する。

地域経済・企業経営への影響を踏まえつつ、地方税収の安定化・税負担の公平性のため、慎重に制度の見直し検討を行う。

2. 現行制度の概要

法人事業税は、事業所等を有する法人に対し、その事業所等が所在する都道府県が課税する地方税である。

下記の法人区分に応じて、以下の通り計算する。

☐ … 外形標準課税

分類/名称		法人区分	課税標準	計算式
地方税	法人事業税 (都道府県)	資本金1億円超の 普通法人 (外形標準課税の適用)	所得割	所得金額×税率
			付加価値割	付加価値額×税率 (※1)
			資本割	資本金等の額×税率 (※2)
		資本金1億円以下の 普通法人、公益法人等	所得割	所得金額×税率
		電気・ガス供給業、 保険業を行う法人	収入割	収入金額×税率

(※1)付加価値額＝収益分配額(報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)±単年度損益

(※2)資本金等の額については、無償増減資等の金額を加減算する等、一定の特例がある。

また、資本金等の額が、資本金額及び資本準備金額の合算額を下回る場合、当該合算額を課税標準とする。

株式交付制度にかかる特例の対象範囲見直し

■ ポイント

- ✓ 株式交付を行った場合、株式譲渡者の譲渡損益に対する課税が繰延べられるが、改正後は、**株式交付後に株式交付親会社が同族会社に該当する場合には対象外**とされる。
- ✓ **令和5年10月1日以降に行う株式交付**について適用される。
- ✓ 現行制度は、相続税評価額の上昇抑制や配当収入の法人移転などを狙って、法人オーナーが自身の所有する株式を資産管理会社等に移転する目的で活用されることが多かった。

■ チェックすべき人・会社

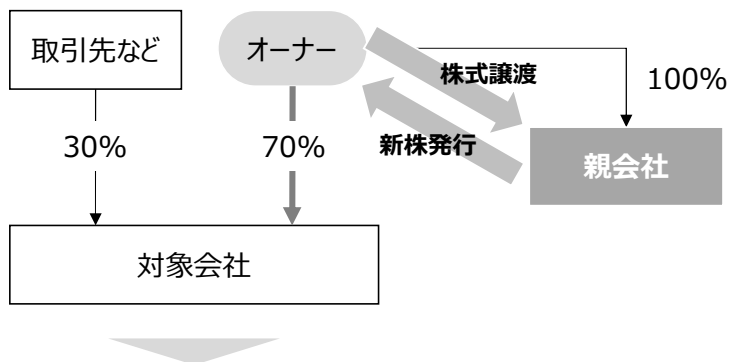
法人オーナー（今後株価の上昇が見込まれる）

■ 制度概要・改正詳細

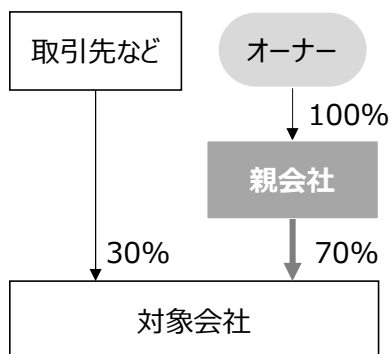
- ✓ 株式交付とは
買収会社（株式会社）が他の株式会社を子会社化（議決権の50%超を取得）するために、対象会社の株式を譲り受け、譲渡人に対して買収会社株式を交付することをいう。
買収対価の80%超が買収会社株式の場合には、株式部分についての課税は繰延べられる（対価が金銭等の部分は繰り延べられない）。
- ✓ 改正の内容
買収会社が**株式交付後に同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合には対象外**となり、譲渡益損益が所得に含まれることとなる。
- ✓ 事業承継対策等における活用法
オーナーの所有する株式を、持株会社（資産管理会社）へ課税なく移転することができ、「37%控除」による評価上昇抑制を狙って活用するケースがあり、令和5年9月までに駆け込み実行することも考えられる。なお、同種の効果を持つ組織再編（株式交換・株式移転）は令和5年10月以降も活用可能である。

■ 株式交付を活用した株価上昇対策

【株式交付】



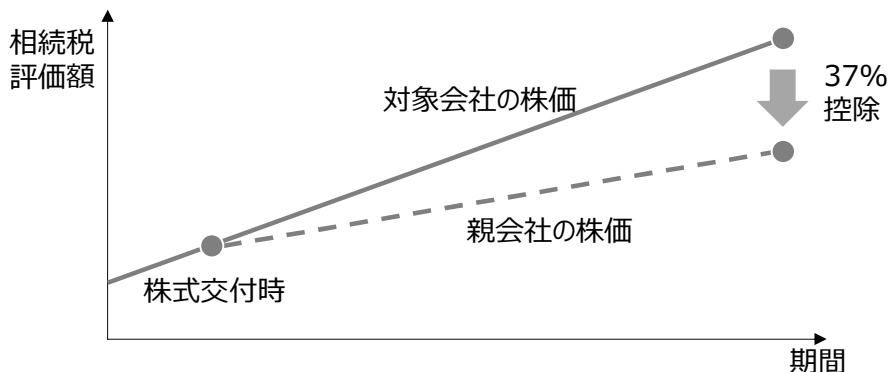
【実行後の資本構成】 ※令和5年10月以降は譲渡課税が生じることとなる



<効果>

- オーナーの相続時には、親会社株式が相続財産となる
- 親会社の純資産評価上、株式交付後の株価上昇に対して、法人税相当額として37%が控除される。
- 株式交換と比較して、一部の株式のみを移転することができる点がメリット
(取引先など外部株主のいる場合に有効)

【評価額の推移イメージ】



研究開発税制の見直し

■ ポイント

- ✓ 一般型（大企業）＜控除率**1%**～14%＞
控除率：分岐点や傾きが見直され、**試験研究費の増減割合がプラス**だと改正前よりも**控除率が高くなり**、**マイナス**だと改正前より**控除率が低くなる**。
控除上限：試験研究費の増減割合に応じて**控除上限を加減算**する仕組みが初めて導入された。
- ✓ 中小企業技術基盤強化税制＜控除率12～17%＞
控除率上昇の分岐点が**9.4%超→12%超**にシフト(増税)
- ✓ 大企業・中小企業ともに、**コロナ特例による控除上限5%追加が廃止**された。
- ✓ オープンイノベーション型
共同・委託試験研究の対象範囲が拡大
博士号を保有する高度な研究人材の人件費を対象に追加
- ✓ **令和5年4月～令和8年3月に開始する事業年度**において適用

■ チェックすべき人・会社

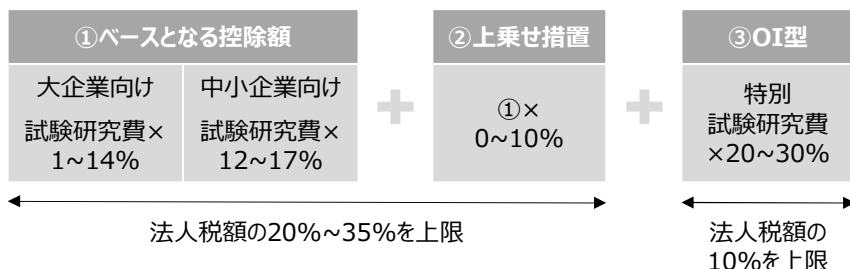
製品開発・新サービス開発している、又は予定している会社
学校・研究機関・ベンチャー企業・スタートアップ企業など共同研究している、又は予定している会社

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ 研究開発を行う企業が、試験研究費の一定割合を、法人税額から控除できる制度
- ✓ 控除率（試験研究費に乗じる率）
 - ・ 大企業：**1%（改正後）**～14%
 - ・ 中小企業者等：12%～17%
- ✓ 控除上限（法人税額から控除できる金額）
 - ・ 大企業：法人税額の**20%～45%（改正後）**
 - ・ 中小企業者等：法人税額の25%～**45%（改正後）**

1. 試験研究費の税額控除とは

【試験研究費の税額控除の全体イメージ】



<対象法人>

- ① 要件なし（試験研究費のある会社すべて）
- ② 4期平均売上高に対する試験研究費の割合が10%以上
- ③ 大学やスタートアップ企業などと共同開発を行う企業

【試験研究費の税額控除の具体例】

<前提>

- ✓ 会社情報
資本金1億円以下
所得金額 5,000万円 法人税額 1,000万円 4期平均売上高 10億円
- ✓ 試験研究費に関する情報
試験研究費の額 前期：1,000万円 当期：1,500万円
上記のほか、大学等への委託研究費：500万円

<税額控除の算定>

① ベースとなる控除額

試験研究費の増減割合：50% ※1,000万円→1,500万円
控除率：12% + (50% - 12%) × 0.375 > 17% ∴ **17%**
控除額：1,500万円 × 17% = 255万円
控除限度額：1,000万円 × 35%(※) = 350万円
※増減試験研究費割合が12%超のため、10%上乗せ
控除額 < 控除限度額 ∴ **255万円の税額控除**

② 上乗せ措置

試験研究費割合 1.5% < 10% ∴ 適用なし

③ OI型 特別試験研究費

控除額：500万円 × 控除率30% = 150万円
限度額：1,000万円 × 10% = 100万円
控除額 > 控除限度額 ∴ **100万円の税額控除**

∴ ① + ③ = **355万円の税額控除**

2. 試験研究費の税額控除の適用検討

【試験研究費の税額控除の対象範囲】

	税額控除の対象例	対象にならない例
基礎・応用	① 物事の本質を探る学術的研究 ② 情報解析専門家による分析 ③ 研究のための特許料・ノウハウの使用料 ④ 新規事業を行うための開発 ⑤ ビッグデータを活用したサービス開発 ⑥ ビッグデータを収集するための機器・技術の支出 ⑦ 製品構造、材質の強弱度、耐久度等を測るための費用	① 事務能率の改善に係る費用 ② 経営組織の改善に係る費用 ③ 販売技能・方法の改良や販路の開拓に係る費用 ④ 単なる製品のデザイン考察に係る費用
工業化	① 製品の工業化、量産化を目的とする研究 ② 生産している製品の製法、製造工程の改良を目的とする研究 ③ すでに採用している技術・生産方法の合理化研究	⑤ 性能向上を目的としないデザインに基づく設計・試作(改正後) ⑥ 許可申請のためのデータ収集

【決算書類から見る試験研究費の視点】

製造原価報告書 (単位:千円)			
【材料費】			
期首材料棚卸高	5,000		
材料仕入高	50,000		
期末材料棚卸高	△6,000		
材料費計		49,000	強度などを図る研究のために費消した材料があるか
【労務費】			
給与手当	50,000		
賞与	800		
法定福利費	10,000		
労務費計		60,800	新商品開発などの研究・開発に従事した方の給与はあるか
【製造経費】			
外注加工費	20,000		
委託料	10,000		
消耗品費	5,000		
水道光熱費	8,000		
減価償却費	15,000		
使用料	8,000		
地代家賃	3,000		
製造経費計		69,000	大学等の研究機関に支出した費用はあるか 研究開発のための特許使用料はあるか 資産計上した試作品などの減価償却費はあるか
当期総製造費用		178,800	
期首仕掛品		20,000	
期末仕掛品		30,000	
当期製品製造原価		168,800	

3. 一般型（大企業） <控除率1～14%>

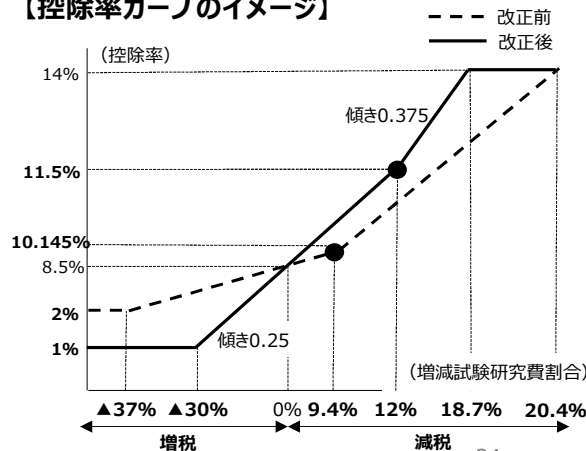
【改正前後の控除率・控除上限】

	改正前	改正後（R5.4～）
	<u>2%～14%</u>	<u>1%～14%</u>
控除率	<原則> ・A≤9.4%の場合（下限：2%） $10.145\% - (9.4\% - A) \times 0.175$ ・A>9.4%の場合（上限：14%） $10.145\% + (A - 9.4\%) \times 0.35$ <上乗せ措置> 試験研究費割合が10%超：最大10%上乗せ 控除率×(B - 10%)×0.5	<原則> ・A≤12%の場合（下限：1%） $11.5\% - (12\% - A) \times 0.25$ ・A>12%の場合（上限：14%） $11.5\% + (A - 12\%) \times 0.375$ <上乗せ措置> 試験研究費割合が10%超：最大10%上乗せ 控除率×(B - 10%)×0.5
	25%～40%	20%～35%
控除上限	<原則> 法人税額×25% <コロナ特例> 要件充足で5%の上乗せ(コロナ前と比較) ①当期の売上が2%以上減少 ②試験研究費の額が増加 <上乗せ措置> ①売上に対し高水準 ※B>10% 法人税額×(B - 10%)×2の上乗せ (上限：法人税額×10%) ②試験開発を行う一定のベンチャー企業 法人税額×15%の上乗せ	<原則> 法人税額×25% <コロナ特例> 廃止 <控除上限の加減算の特例> ※下記<上乗せ措置>と有利選択 ①A>4%の場合（限度：+5%） 法人税額×(A - 4%)×0.625%の加算 ②A<▲4%の場合（限度：▲5%） 法人税額×(▲A - 4%)×0.625%の減算 <上乗せ措置> ①売上に対し高水準 ※B>10% 法人税額×(B - 10%)×2の上乗せ (上限：法人税額×10%) ②試験開発を行う一定のベンチャー企業 法人税額×15%の上乗せ

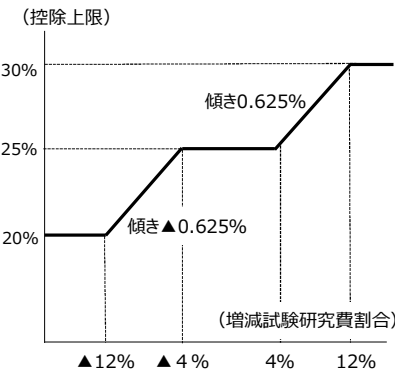
A：増減試験研究費割合：前年度からの試験研究費の増減割合

B：試験研究費割合：4期平均の売上高に対する、当期試験研究費の割合

【控除率カーブのイメージ】



【控除上限加減算のイメージ】



4. 中小企業技術基盤強化税制＜控除率12～17%＞

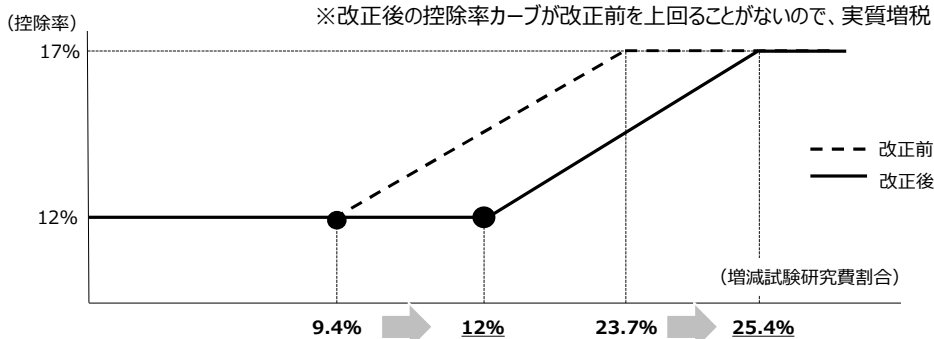
【改正前後の控除率・控除上限】

	改正前	改正後 (R5.4～)
	12%～17%	12%～17%
控除率	＜原則＞ ・A ≤ 9.4%の場合：一律12% ・A > <u>9.4%</u>の場合（上限：17%） $12\% + (A - 9.4\%) \times 0.35$ ＜上乗せ措置＞ 試験研究費割合が10%超の場合は最大10%上乗せ 控除率 + (B - 10%) × 0.5	＜原則＞ ・A ≤ 12%の場合：一律12% ・A > <u>12%</u>の場合（上限：17%） $12\% + (A - 12\%) \times 0.375$ ＜上乗せ措置＞ 試験研究費割合が10%超の場合は最大10%上乗せ 控除率 + (B - 10%) × 0.5
	25%～ <u>40%</u>	25%～ <u>35%</u>
控除上限	＜原則＞ 法人税額 × 25% ＜コロナ特例＞ 要件充足で5%の上乗せ(コロナ前と比較) ①当期の売上が2%以上減少 ②試験研究費の額が増加 ＜上乗せ措置＞ 次のいずれかの金額を上乗せ ①試験研究費が増加 ※A > 9.4% 法人税額 × 10% ②売上に対して高水準 ※B > 10% 法人税額 × (B - 10%) × 2 ※上限：法人税額 × 10%	＜原則＞ 法人税額 × 25% ＜コロナ特例＞ 廃止 ＜上乗せ措置＞ 次のいずれかの金額を上乗せ ①試験研究費が増加 ※A > <u>12%</u> 法人税額 × 10% ②売上に対して高水準 ※B > 10% 法人税額 × (B - 10%) × 2 ※上限：法人税額 × 10%

A：増減試験研究費割合：前年度からの試験研究費の増減割合

B：試験研究費割合：4期平均の売上高に対する、当期試験研究費の割合

【控除率カーブのイメージ】



5. オープンイノベーション型（OI型）の対象範囲拡大

企業の革新的な研究開発を促すため、産学連携など社外のリソースを活用した研究開発（オープンイノベーション）に対しては、一般の試験研究費より高い控除率が適用される。

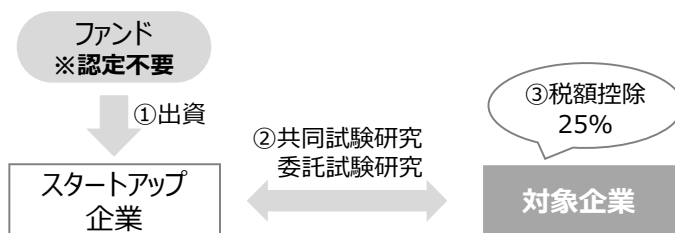
【特別試験研究費の範囲】

試験研究費の類型	相手先の範囲	控除率
共同試験研究 委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	特別新事業開拓事業者 ※研究開発型ベンチャー企業から スタートアップ企業等へ範囲拡大	25%
	成果活用促進事業者	
委託試験研究	民間企業、民間研究所等	20%
	特定中小企業者等	
	特定中小企業者等から知財の許諾を受けて行う試験研究	
	技術研究組合の組合員が行う協同試験研究	
	特定用途医薬品等に関する試験研究	
	新規高度研究業務従事者に対する人件費 ※博士号を持つ役員・従業員等に対する人件費が追加	

【改正内容】

① スタートアップ企業との共同試験研究等（控除率：25%）

改正前は「認定を受けたベンチャーファンドからの出資を受けた法人」とされていたが、改正後は、スタートアップ支援措置の一環として対象が拡大され、**認定制ではなくなった。**



② 博士号取得者等への人件費（控除率：20%）

改正前は人件費が特別試験研究費に該当することはなかった（オープンイノベーションとして扱わない）が、改正後は、**博士号取得者や外部の研究人材を雇用**して試験研究を行う場合には、これをオープンイノベーションと捉えてOI型の適用が可能となる。

オープンイノベーション促進税制の拡充

■ ポイント

- ✓ スタートアップ企業への**投資額の25%を所得控除**する特例について、改正前は出資（新株発行）のみが対象となっていたが、**株式の購入（M&A）**についても対象に含まれることとなった。
- ✓ 出資型は、株式を**3年間継続保有**すれば**永久に損金算入**されるのに対し、M&A型では、株式を継続保有していても、原則的に取得の**5年後に益金算入**される。ただし、5年後までに売上規模が大きく拡大した場合には、益金算入されない。

■ チェックすべき人・会社

- ✓ M&Aによる出口戦略を考えているスタートアップ企業
- ✓ 事業成長を加速させたいスタートアップ企業の創業者
- ✓ 資金があり、新たなビジネスモデルを求める大企業・中小企業

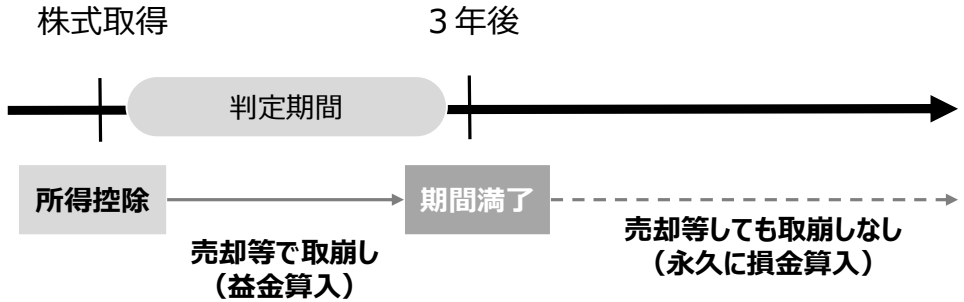
■ 制度概要

制度概要	オープンイノベーション投資促進税制		【参考】 中小M&A税制
	払込みによる出資（出資型）	株式の購入による取得（M&A型）	
適用時期	R6.3月まで ※大綱に延長の記載なし	R6.3月まで ※大綱に延長の記載なし	R6.3月まで
投資する企業	大企業・中小企業	大企業・中小企業	中小企業 ※経営力向上計画の認定を受けたもの
スタートアップ企業	設立10年未満 ※一定の場合には15年未満 未上場で、他企業の子会社等でない 投資企業とオープンイノベーションを行う	出資型と同様と思われる ※大綱に記載なし	従業員数2,000人以下 ※設立年数の要件はない
優遇措置	出資額の 25%相当額 を所得控除 ※所得がマイナスになることはない	購入額の 25%相当額 を所得控除 ※所得がマイナスになることはない	購入額の 70%以下 を損金算入 ※所得がマイナスになることがある
対象株式	資本金の増加を伴う出資をした株式 （新規発行株式）	既存株主から購入により取得した株式 （既存発行株式）	既存株主から購入により取得した株式 （既存発行株式）
投資額の 下限と上限	【下限】 出資者が大企業：1億円以上 出資者が中小企業：1千万円以上 受け手が外国法人：5億円以上 【上限】 50億円 （改正前：100億円）	【下限】 購入者が大企業：5億円以上 購入者が中小企業：5億円以上 受け手が外国法人：対象外 【上限】 200億円	【下限】 制限なし 【上限】 10億円
議決権割合	要件なし	議決権の過半数を取得する	発行済株式の50%超を取得する
益金算入	3年以内に売却等した場合 （4年目以降は売却しても対象外）	①5年経過時 ※売上増加要件を 満たすと益金算入されない ②売却等した場合（5年経過後も）	①6年目から5年間で均等に益金算入 ②売却等した場合

■ 制度比較（出資型・M&A型・中小M&A税制）

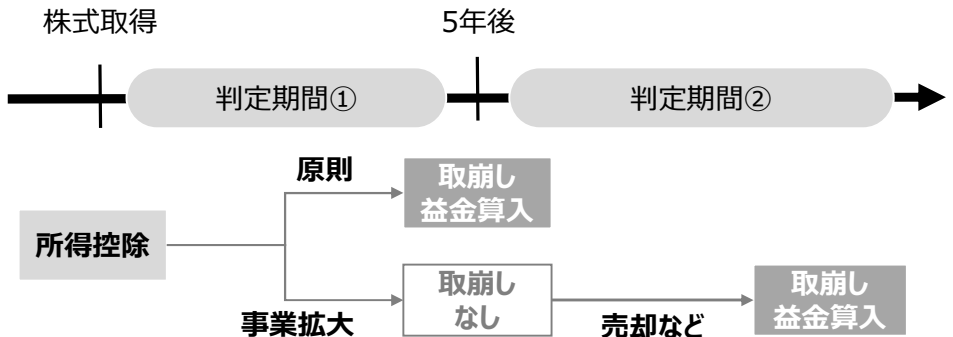
選択した制度によって、積立による損金算入額の取崩し（益金算入）のタイミングが異なるため、制度比較をしたうえで選択することが重要

<出資型>



判定期間：株式取得時から3年以内に売却等の取崩し事由に該当すると益金算入

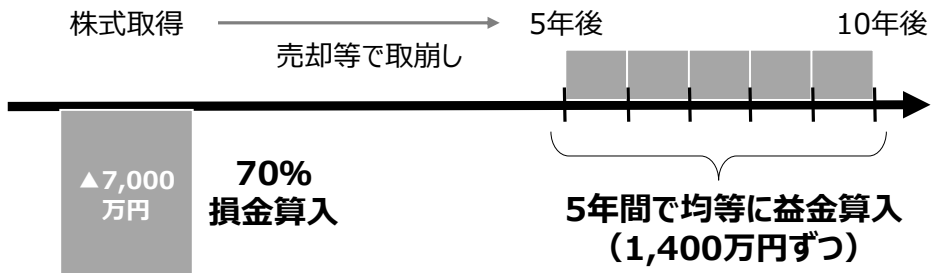
<M&A型>



判定期間①：株式取得時から5年以内に売上高が1.7倍かつ33億円以上になった場合等には取崩しなし（課税の繰延）

判定期間②：売却等の取崩し事由に該当した場合、取崩しあり（益金算入）

<中小M&A税制>



NISA制度の大幅拡充

■ ポイント

- ✓ 現行NISA「つみたてNISA」「一般NISA」から、**新NISA「つみたて投資枠」「成長投資枠」**へと改組
- ✓ 年間投資上限額が、**つみたて投資枠（40万円→120万円）、成長投資枠（120万円→240万円）**へと増額
- ✓ 選択制だった2つの制度が**併用可能**になり、合わせた**生涯投資枠は1,800万円に設定**
- ✓ 新NISAでは**非課税期間が無期限**（改正前は、つみたてNISA 20年、一般NISA 5年）
- ✓ **令和6年1月から**新制度へ変更
- ✓ 対象となる商品から、毎月分配型や信託期間が20年未満のもの、レバレッジ型の投資信託などを除外

■ チェックすべき人・会社

株式・投資信託等への投資をしている方
投資経験のない方

■ 制度概要・改正詳細

平成26年（一般NISA）と平成30年（つみたてNISA）に開始した現行制度が、**令和6年から新NISA（つみたて投資枠、成長投資枠）として大きく改組**され、使い勝手が大きく向上する。

新旧NISA制度の比較

	改正前（～令和5年）		改正後（令和6年～）	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
選択・併用	いずれか選択		併用可	
年間投資上限	年40万円	年120万円	年120万円	年240万円
非課税期間	20年	5年	無期限	
生涯投資上限	累計800万円	累計600万円	累計1,800万円 （うち成長投資枠1,200万円まで）	
対象商品	一定の投資信託	上場株式 一定の投資信託	一定の投資信託	上場株式 一定の投資信託

■ 制度概要・改正詳細

1. 年間投資上限額

つみたて投資枠：**年120万円**（現行制度の3倍）

成長投資枠：**年240万円**（現行制度の2倍）

2. 非課税投資期間

無期限となる。これにより制度が**恒久化**される。

（現行制度では、つみたてNISA20年、一般NISA5年）

3. 生涯投資枠

1,800万円として大幅に増加される。

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が**併用可能**となる。

※従来は選択制

生涯投資枠は、対象商品を売却すると空き枠となり、その空き枠を非課税投資として再度活用できる。

これにより投資商品の入れ替えが容易になり、投資の自由度が増す。

4. 対象者

18歳以上

※18歳未満が対象となるジュニアNISAは令和5年で終了

5. 対象商品

つみたて投資枠：一定の投資信託

成長投資枠※：上場株式、一定の投資信託

※一般NISAで対象となっていた毎月分配型や信託期間が20年未満のもの、レバレッジ型の投資信託は、新制度では投資対象から除外される。

6. 現行NISA

現行NISAの適用を受けているものは、新NISAの投資枠とは**別で管理**され、現行制度のまま継続適用される。

超高額所得者への課税強化

■ ポイント

- ✓ 超高額所得者（対象者は年200～300人程度を想定）の所得税に追加負担が生じる
- ✓ 追加負担が生じはじめる平均的な所得水準は30億円
- ✓ 令和7年から

■ チェックすべき人・会社

超高額所得者

■ 制度概要・改正詳細

負担の公平性の観点から、超高額所得者の所得税負担を適正化する。

【改正による追加負担】

- ①（所得金額※-3.3億円）×22.5%
※申告不要の配当や株式売却益、不動産売却益等を含む
 - ② 所得税額
- ①が②を上回る場合、差額を納税

所得税は累進税率を採用しているため、所得が増えれば増えるほど税率が上がり、最高税率は55%（所得税45%、住民税10%）である。

一方、株式・不動産の売却益にかかる税率は一律20%（所得税15%、住民税5%）である。

超高額所得者は保有資産の売却等による所得が多い傾向にあり、所得が1億円を超えると税負担率が低くなる。

令和2年時点では、所得5000万円超～1億円の納税者の税負担率が約28%であった一方、所得50億円超～100億円の納税者の税負担率は約17%であった。

【計算イメージ】※復興特別所得税考慮なし

給与所得5,000万円 譲渡所得（株式・不動産）50億円

①現行制度の税負担

- a. 給与所得に対する所得税（税負担率：約**35%**）
 $5,000\text{万円} \times 45\% - 4,796,000\text{円} = \text{約}1,770\text{万円}$
- b. 譲渡所得に対する所得税（税負担率：15%）
 $50\text{億円} \times 15\% = 7.5\text{億円}$
- c. $a+b=7.67\text{億円}$ （税負担率：**15%**）**税負担軽い**

②改正による追加負担

- a. $(5,000\text{万円} + 50\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 10.62\text{億円}$
 - b. 7.67億円
 - c. $a > b$
- $\Rightarrow 10.62\text{億円} - 7.67\text{億円} = \text{約}2.95\text{億円}$ **（追加負担）**

エンジェル税制の拡充及び要件緩和

■ ポイント

- ✓ エンジェル税制の**対象企業の要件が緩和**される。
- ✓ 優遇措置B（譲渡所得の特例）の適用を受けた特定株式を譲渡した場合、一定の要件を満たしたときは、**最大20億円まで**課税されない。
- ✓ 令和4年5月20日時点でエンジェル税制を利用した企業数322社、個人投資家数11,929人。

■ チェックすべき人・会社

- ✓ 個人投資家、ベンチャー企業

■ 制度概要・改正詳細

エンジェル税制とは、一定の要件を満たしたベンチャー企業に対して個人が投資した年において、所得税（譲渡所得の特例、寄付金控除）の優遇を受けることができる制度である。

優遇措置A B 共通の要件

ベンチャー企業要件	改正前	・設立後5年(A)or10年(B)未満の中小企業者であること ・設立経過年数（事業年度）毎の要件を満たすこと ・外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上受け入れている会社であること ・大規模法人グループの所有に属さないこと ・未登録・未上場の株式会社に風俗営業等に該当しないこと
	改正後	（太字・下線のみ改正）※要件緩和 ・ 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/20以上受け入れている会社であること
投資家要件	改正なし	・金銭の払込により、株式を取得していること ・投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと
手続きフロー	—	①ベンチャー企業が都道府県へ確認申請を行う ②都道府県はベンチャー企業に確認書を交付する ③ベンチャー企業は個人投資家に書類を提出する ④個人投資家は確定申告する
添付書類	改正後	ベンチャー企業が都道府県への確認申請を行う際、一定の書類については、添付を要しないこととなる。

優遇措置（A、B）を選択できる

優遇措置 A（特定投資株式取得に要した金額の控除等の特例）

対象会社			設立後「5年未満」の中小企業者
税制措置	投資時	改正なし	（対象企業への投資額－2,000円）を、その年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方

優遇措置 B（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

対象会社			設立後「10年未満」の中小企業者
税制措置	① 投資時	改正なし	対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除
	② 譲渡時	改正前	「特定株式の譲渡価額－（特定株式の取得価額－①の適用を受けた金額）」に対して、譲渡所得税が課税される。 ※効果：課税の繰り延べ
		改正後 ※ 優遇措置追加	【要件】 ・その設立の日以後の期間が5年未満のもの ・設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満である ・当該各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費等の合計額の出資金額に対する割合が30%を超えること ・その他の要件を満たすものであること 上記の要件をすべて満たした場合、 「特定株式の譲渡価額－（特定株式の取得価額－（①の適用を受けた金額－イ.ロ.いずれか低い金額））」に対する部分のみ、譲渡所得税が課税される。 イ.特定株式の取得価額の合計額 ロ.その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（20億円を超える場合には、20億円） ※効果：譲渡益20億円までの部分 課税なし 譲渡益20億円を超える部分 課税の繰り延べ

スタートアップ投資に関する優遇措置の創設

■ ポイント

- ✓ スタートアップ企業への投資額全額がその年の株式譲渡益から控除される（エンジェル税制と対象企業が異なる）。
- ✓ エンジェル税制との選択適用となる。

■ チェックすべき人・会社

- ✓ 個人投資家、スタートアップ企業

■ 制度概要・改正詳細

スタートアップ 企業要件		・設立後「1年未満」の中小企業者であること ・販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が30%を超えることその他の要件を満たすこと ・外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1%以上受け入れている会社であること ・上場株式等の発行者である会社でないこと ・大規模法人グループの所有に属さないこと ・風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと
税制 措置	①投資時	対象企業への 投資額全額 をその年の 株式譲渡益から控除
	②譲渡時	「特定株式の譲渡価額－（特定株式の取得価額－（①の適用を受けた金額－イ.ロ.いずれか低い金額））」に対する部分のみ、譲渡所得税が課税される。 イ.特定株式の取得価額の合計額 ロ.その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（20億円を超える場合には、20億円） また、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる。

【その他】

エコカー減税（自動車重量税）の見直し

■ ポイント

- ✓ 令和5年12月末まで現行制度を延長するとともに、段階的に減税率が縮小し、令和8年4月末まで延長する。

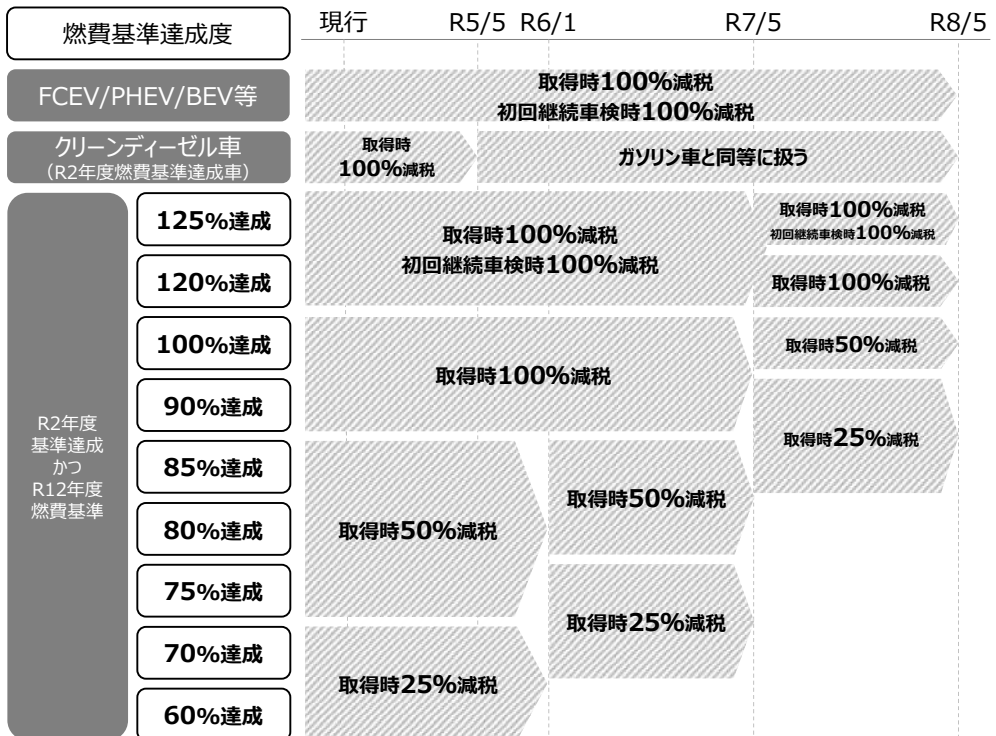
■ チェックすべき人・会社

- ✓ 自動車を所有している人・会社

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ エコカー減税とは、燃費性能や排ガス性能に応じて、取得時や新車の初回車検の際の自動車重量税の税率を減免する仕組みである。
- ✓ 改正のイメージ図

【乗用自動車の場合】



環境性能割（自動車税・軽自動車税）の見直し

■ ポイント

- ✓ 現行の税率区分を令和5年12月末まで延長するとともに、段階的に減税率が縮小し、令和8年3月末まで延長される。
- ✓ 次回の見直しは3年後に行われる。

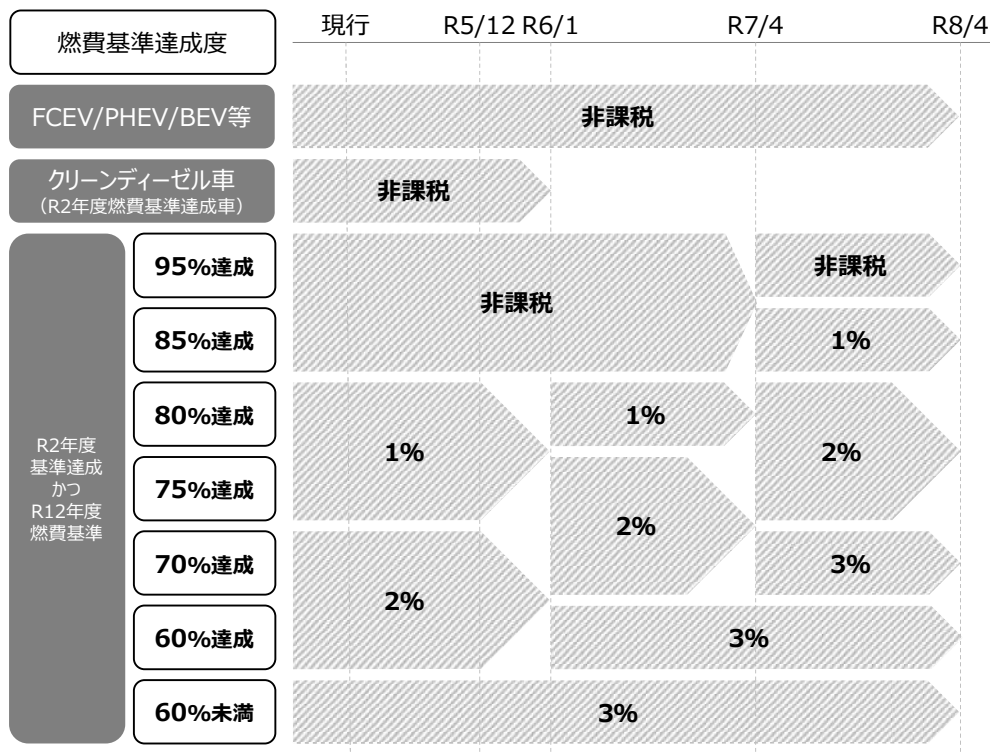
■ チェックすべき人・会社

- ✓ 自動車を所有している人・会社

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ 環境性能割とは、自動車の燃費性能等に応じて、自動車を取得したときに課される税金である。
- ✓ 改正のイメージ図

【自家用乗用車の場合】



グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）の見直し

■ ポイント

- ✓ グリーン化特例（自動車税の種別割）は**3年延長される**。
なお、延長後の適用期限の到来をもって**廃止される**。

■ チェックすべき人・会社

- ✓ 自動車を所有している人、会社

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ グリーン化特例とは、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス及び燃費性能に応じ税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する税率の特例措置である。
- ✓ 改正のイメージ図

【自動車税の場合】

燃費基準達成度		現行	R5/4	R7/4	R8/4
FCEV/PHEV/BEV等		概ね75%減税			
クリーンディーゼル車		減税なし（対象外）			
R2年度基準達成かつR12年度燃費基準	90%達成	概ね75%減税（営業用のみ）			
	70%達成	概ね50%減税（営業用のみ）			減税なし（対象外）
	60%達成	減税なし（対象外）			
ガソリン車・LPG車 新車新規登録から13年を超えるもの		概ね15%重課			
ディーゼル車 新車新規登録から11年を超えるもの		概ね15%重課			

【その他】

期限延長された項目など

【相続した空き家を譲渡した際の3千万円控除特例】

■ ポイント

- ✓ 相続した空き家を売却した場合の譲渡所得の3千万円控除特例が4年間延長される

■ チェックすべき人・会社

相続した実家が空き家となっており、売却を検討している方

■ 制度概要・改正詳細

- ✓ 空き家の要件（主なもの）
 - ・ 被相続人が一人で居住していたこと
 - ・ 旧耐震基準下（昭和56年5月末以前）に建築されたこと
- ✓ 譲渡の要件（主なもの）
 - ・ 相続から譲渡まで空き家の状態である（居住・貸付しない）こと
 - ・ 耐震基準を満たす状態で売却すること、又は家屋を取壊したうえで売却すること
 - ・ 相続から3年後の年の年末までに売却すること
 - ・ 売却代金が1億円以下であること
- ✓ 改正の内容（令和6年以降の譲渡に適用）
 - ・ 令和5年12月までの適用期限が、4年間延長される
 - ・ 譲渡後、翌年2/15までに耐震工事又は取壊しがされた場合にも適用が可能となる
 - ・ その家屋又は敷地を相続した相続人が3人以上いる場合には、特別控除額を（一人当たり）2千万円とする

【医療法人の持分なし移行にかかる納税猶予制度】

■ ポイント

- ✓ 持分あり医療法人の持分なし移行にかかる特例措置が、3年3ヶ月（令和8年12月まで）延長される
- ✓ 持分なしへの移行期限が、計画認定より3年以内から5年以内に延長される

■ チェックすべき人・会社

出資持分の承継に課題のある持分あり医療法人